

総合支援資金【生活支援費】

（新型コロナウイルス感染症特例）のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する貸付です。

（ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「総合支援資金【生活支援費】（新型コロナウイルス感染症特例）」を借りられている世帯は対象外です。）

貸付上限 （単身世帯）月 15 万円以内

（複数世帯）月 20 万円以内

貸付期間 原則 3 ヶ月以内

- 利子 無利子
- 据置期間 1 年以内
- 償還期間 10 年（120 回払い）以内
- 連帯保証人 不要

■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 世帯内で減収または失業した方が申込者になっていただきます。

■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕 ※詳細は裏面をご覧ください。

- ①本人確認書類
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減少又は失業したことが確認できる書類
- ③住民票（世帯員全員・続柄記載のもの）
- ④貸付金振込先口座の通帳またはキャッシュカード（本人名義に限る）
- 〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕
- ⑤借入申込書 兼 同意書 ⑥借用書 ⑦収入の減少状況に関する申立書
- ⑧総合支援資金特例貸付にかかる状況確認シート ⑨その他、本会が指定する書類

■ 自立相談支援機関へのご相談について

自立相談支援機関は生活困窮者自立支援法にもとづき市区町村又は都道府県に設置されている、在宅・仕事・生活などの相談窓口です。自治体の直営又は委託（社会福祉法人やNPO法人等）により運営されています。総合支援資金の申し込みにあたり、償還開始までに自立相談支援機関へのご相談ください。

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（申込者名義に限る）に振り込みます。

送金は貸付決定後、分割にて随時行います。（分割の2回目以降の送金は毎月7日頃の予定です）

■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還開始は据置期間経過後（1～12 ヶ月）です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付できない世帯

- ☑生活保護受給中の世帯
- ☑この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
- ☑借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- ☑破産申立手続き中の方
- ☑本会が貸付不適当と判断する世帯

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪府中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6776-2232

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポート、健康保険証等
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	(減収の場合) 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの (失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票等 上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。ご用意できない場合は無くても構いません。
③住民票	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
④通帳またはキャッシュカード	貸付金の振込を希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求める場合がございます。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。

審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

大阪市東淀川区社会福祉協議会

住所 大阪市東淀川区菅原4-4-37

電話 06-6370-1630